

牛島地区整備事業と南相馬市災害危険区域に関する条例

南相馬市鹿島区字烏崎は条例第2条（災害危険区域）の災害危険区域に指定（別添条例参照）されている。

条例第3条（建築の制限）で災害区域危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。とされている。

市建築営繕係へ確認

- 1．住居用でなければ、建築できる。
- 2．事務所、倉庫、キャンプ場など設置可能とのこと。
- 3．基礎がないものも設置可能

詳細は以下のとおり

災害危険区域の指定

津波による甚大な被害があった地域を災害危険区域に指定

東日本大震災による津波で、家屋が流出するなど、甚大な被害があった地域において、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、市民の安全を確保するため、災害危険区域に指定し、建築制限を行います。

災害危険区域とは

建築基準法第39条に基づき、津波等による危険が著しいため、居住目的である建築物の建築に適しない場所として、市が指定した区域です。

指定の内容（建築制限）

区域を指定することにより、当該区域内においては、住居の用に供する建築物（注意1）の建築（注意2）が制限されます。

<注意1>

専用住宅、共同住宅、併用住宅、老人ホーム、病院、旅館、ホテルなど宿泊を伴う建築物が制限されます。それ以外の建築物（店舗、工場、倉庫等）の建築は可能となります。

<注意2>

制限される建築とは、以下の行為となります。

新築：更地に新たに建築物をつくること、又は別棟で新たに建築物をつくること。

増築：敷地内の既存建築物に増築すること。

改築：従前の建築物を取壊し、これと位置、用途、構造、階数、規模がほぼ同程度のものを建てること。

移転：同一敷地内で、建築物を移すこと（曳家）。敷地が異なる場合は新築。